

○北海道警察無線機器等管理規程の運用について

令和4年9月21日

道本通第2524号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
(概要)

本通達は、北海道警察における無線機器及び附属品の適正な管理等を図るため、北海道警察無線機器等管理規程の運用方針等について定めたものである。